

令和5年8月16日

## 第8回湯前町農業委員会総会議事録

## 令和５年第８回湯前町農業委員会総会議事録

令和５年８月１６日 湯前町役場 洋会議室に招集する。

### １ 開 会 １３時２８分

### ２ 出席委員（１４人）

農業委員（７人）

|    |       |    |       |    |        |    |       |
|----|-------|----|-------|----|--------|----|-------|
| １番 | 山本 武志 | ２番 | 大石 光治 | ３番 | 稲森 英雄  |    |       |
| ５番 | 永田 平馬 | ６番 | 浜崎 睦子 | ７番 | 野田 美智晴 | ８番 | 前川 敏幸 |

農地利用適格化推進委員（７人）

|       |      |      |       |       |       |       |
|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|
| 松崎 榮喜 | 深水 茂 | 平川 篤 | 石井 崇雄 | 深水 幹郎 | 白川 栄二 | 岩野 敬一 |
|-------|------|------|-------|-------|-------|-------|

### ３ 職務のため出席した職員

|      |      |    |       |    |       |        |
|------|------|----|-------|----|-------|--------|
| 事務局長 | 高橋 誠 | 係長 | 皆越 克己 | 主事 | 竹部 圭太 | 那須 貴美香 |
|------|------|----|-------|----|-------|--------|

### ４ 議事日程及び付議事項

- |    |           |                             |
|----|-----------|-----------------------------|
| 第１ | 議事録署名人の選出 |                             |
| 第２ | 報告第１４号    | 対象農地の非農地判定について              |
| 第３ | 第２３号議案    | 農地法第３条の規定による許可申請について        |
| 第４ | 第２４号議案    | 農用地利用集積計画の意見決定について          |
| 第５ | 第２５号議案    | 農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の見直しについて |

## 5 会議の概要

事務局：高 橋 はい。では、皆様ご起立ください。  
礼。ご着席ください。  
ただいまから令和5年第8回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。  
開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いします。

議 長：前 川 （会長挨拶については省略）  
それでは進めさせていただきます。本日は、久保田委員が欠席されておりますが、湯前町農業委員会総会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。また、推進委員さんにも出席いただいております。ありがとうございます。  
本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。  
日程第1、議事録署名人の選出であります。湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません、議長指名でよろしいでしょうか。  
（異議なしの声あり）  
異議なしと認めます。それでは、3番 稲森委員、5番 永田委員よりお願いいたします。次に進みます。  
日程第2、報告第14号 対象農地の非農地判定についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋 日程第2、報告第14号 対象農地の非農地判定についてを説明いたします。  
（報告説明内容については省略）

議 長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります、何かご質問等はございませんか。

3 番：稲 森 はい。3番。

議 長：前 川 はい。3番、稲森委員。

3 番：稲 森 現況は書いてありませんが、写真で見ると山林化しているということでしょうか。

事務局：竹 部 本日、調査班第1班により現地調査を行っていただいたのですが、調査の結果、山林ということで、非農地判定したいと思います。

議 長：前 川 よろしいですかね。

3 番：稲 森 はい。

議 長：前 川 はい。現況は山林というところをお願いします。  
ほかに何かございませんか。  
（発言なし）  
はい。無いようですので次に進みます。

日程第3、第23号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋

日程第3、第23号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを説明いたします。

（報告説明内容については省略）

議 長：前 川

ただいま説明が終わりました。審議の前に本件につきましては、本日調査班第1班により調査会が行われておりますので、山本班長より調査結果の報告をお願いいたします。

1 番：山 本

本日、10時より書類審査を行い、事務局2名、前川会長、大石さん、平川さん、白川さん、山本の7名で現地調査を行いました。別に問題は無いと思いますが、要件に対しまして、適切に管理をするということを付け加えて、許可をしてもらいたいと思います。以上です。

議 長：前 川

ただいま説明並びに調査班による報告が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

3 番：稲 森

はい。3番。

議 長：前 川

はい。3番、稲森委員。

3 番：稲 森

この4ページの航空写真で、山林化している。写真で見ると緑の濃い部分、右上の三角は、どうなっているのですか。

事務局：竹 部

こちらの三角の部分については、栗、柿が植えられており、下草を刈られて管理されている所になります。

議 長：前 川

よろしいですか。他にございませんか。推進委員さんからも何かありましたらお願いいたします。

5 番：永 田

はい。

議 長：前 川

はい。5番、永田委員。

5 番：永 田

10アールあたりいくらになりますか。

議 長：前 川

単価について事務局よりお願いします。

事務局：竹 部

10アールあたり34,000円になっております。

議 長：前 川

ほかにございませんか。

6 番：浜 崎

はい。

議 長：前 川

はい。

6 番：浜 崎

購入される方は、今後は畑として利用されるのか、どのように使われる予定でしょうか。

事務局：竹 部

今回、購入された農地については、大根と白菜を栽培して農地として管理されるということでした。

議 長：前 川

農機具等もあまり持っておられないということで、どのように管理されるかが分からないので、農地の適正管理をして貰うことを条件に付けてという話が先ほど山本委員からあったと思います。現在ですね、航空写真を見てもらうと分かりますけれども荒れているというか、ほとんど草が植わっております。これを管理するのは大変かなと思いますが。

ほかに何かございませんか。

(発言なし)

それでは、無いようですので、採決いたします。

第23号議案について許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手総員。よって第23号議案については、許可することに決定いたしました。次に進みます。

日程第4、第24号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを議題とします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋

日程第4、第24号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを説明いたします。

(報告説明内容については省略)

議長：前 川

ただいま説明が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

(発言なし)

何もございませんかね。無いようですので採決いたします。

案件の計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員。よって計画内容のとおり決定いたしました。次に進みます。

日程第5、第25号議案 農業経営基盤強化促進法に関する基本構想の見直しについてを議題とします。

本案件は、湯前町長より令和5年8月10日付け湯前第1827号により湯前町農業委員会に意見を求められております。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：高 橋

本日、農林振興課が説明するところでしたが、別の会議で欠席のため、農業委員会の事務局の担当より説明をさせていただきます。お願いします。

事務局：皆 越

それでは、第25号議案について説明させていただきます。

(報告説明内容については省略)

議長：前 川

ただいま事務局からの説明が終わりました。本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

事務局：高 橋

補足ですが、上位法令に基づいて湯前町の計画を変えたということになります。中身の方では、地域計画という4文字が入ってきておりますが、地域計画というのが、来年、令和6年度までに本町が作成しなければなりません。それには、農林振興課もありますが、その前に農業委員会の皆様に農地の関係の部分をご協力頂きたいということもございますので、それを含めた改正となっております。お仕事が増えるかと思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。

議長：前 川

計画的にはまだ動いていないですけども日程自体は組んでありますので、いつから動き出すのか分かりません。地域計画においてはですね。これを作らないと補助金等もきませんので、ちゃんと作り上げていかないと大変なことになりますので。

事務局：高 橋

農家の皆さんの機械を買いたいときのリース、資本金にも関係するような、経理な部分になってきますので、作り上げなけ

議 長：前 川  
推進委員：岩野  
事務局：皆 越

ればいけない、重要なところでございます。

何もないですかね。

この第 18 条第 1 項とか第 19 条第 1 項というのはどこを指しているのですか。

これ自体が先ほどの法改正後の大本の法の条項になりまして、第 18 条というのが、農業者などによる協議の場の設置などについて記述してある部分で資料の構想の中にはそれぞれ本文の方は入っていないところですが、また条文もそのようなことで示してあります。18 条がただいま申した通りの農業者などの協議の場の設置などについて記述してある条文になりまして、第 19 条の方が地域農業経営基盤強化促進計画に関する記述が第 19 条に記載してあるところで、促進法の中の条文の策定に。

推進委員：岩野  
事務局：皆 越

あまり気にしなくても大丈夫ですか。

内容につきましては、先ほど申しました農業者の協議の場の設置などについて書かれている部分と 19 条の方が地域農業経営基盤強化促進計画について記述してある条文になります。

議 長：前 川

国の基盤強化法の条文だそうです。ほかに何かございませんか。はい。それでは無いようですので、採決いたします。

案件の基本構想案について、異議なしと回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数。よって異議なしとして回答することに決定いたしました。

以上で、本日の審議はすべて終了しました。

これをもちまして、令和 5 年第 8 回湯前町農業委員会総会を閉会いたします。

時に 14時02分であった。

令和5年9月の総会は令和5年9月8日（金） 13時30分とする。

会場は 湯前町役場 洋会議室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和5年9月8日

湯前町農業委員会会長 前川 敏幸

湯前町農業委員会委員 稲森 英雄

湯前町農業委員会委員 永田 平馬